

○公立大学法人大阪府立大学における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する規程

平成28年3月31日

規程第17号

(目的)

第1条 この規程は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、法第7条に規定する事項に関し、公立大学法人大阪府立大学(以下「法人」という。)に勤務する教職員(非常勤の者を含む。以下「教職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。なお、大阪府立大学工業高等専門学校における障がい学生の支援については、大阪府立大学工業高等専門学校障がい学生支援実施要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、法人における教育及び研究、また、その他の関連する活動全般において、そこに参加する者すべてとする。
- (2) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障がいとなるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 教職員は、教育及び研究、その他の関連する活動を行うに当たり、障がいを理由として、障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、教職員は、別に定める留意事項に留意するものとする。

- 2 別に定める留意事項に、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する(次条において同じ。)

(合理的配慮の提供)

第4条 教職員は、教育及び研究、その他の関連する活動を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。これに当たり、教職員は、別に定める留意事項に留意するものとする。

(部局長の責務)

第5条 別表に定める部局長(以下「部局長」という)は、前2条に掲げる事項に関し、障がい者を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障がい者を理由とする差別の解消に関し、その監督する教職員の注意を喚起し、障がい者を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障がい者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 部局長は、障がい者を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第6条 教職員が、障がい者に対し不当な差別的取扱いをし、若しくは、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、法人の定める規程に基づき懲戒処分等に付されることがある。

(相談体制の整備)

第7条 第5条第1項に規定する別表の部局に、その教職員による障がい者を理由とする差別に関する障がい者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、相談員を置く。

2 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

4 相談員は、相談等に関して学生課アクセスセンターへ専門的な助言を求めることがで

きる。

- 5 相談員は、相談内容を関係する部局長ならびに学生課アクセスセンターへ報告すること。
- 6 第1項の相談員に寄せられた相談等は、学生課アクセスセンターに集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

#### (研修・啓発)

第8条 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、教職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

- 2 新たに教職員となった者に対しては、障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに管理職となった教職員に対しては、障がいを理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。
- 3 教職員に対し、障がいの特性を理解させるとともに、障がい者へ適切に対応するために必要なマニュアル等により、意識の啓発を図る。
- 4 研修・啓発に関することは、総務部人事課および学生センター学生課が協働して実施する。

#### (留意事項)

第9条 留意事項については理事長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規程に基づき任命された相談員の任期は平成30年3月31日までとする。

#### 別表(第5条関係)

理事長室
総務部
教育推進本部
研究推進本部
国際・社会連携推進本部
学生センター

学術情報センター
現代システム科学域
工学域
生命環境科学域
地域保健科学域
工学研究科
生命環境科学研究科
理学系研究科
経済学研究科
人間社会システム科学研究科
看護学研究科
総合リハビリテーション学研究科
高等教育推進機構
研究推進機構
大阪府立大学工業高等専門学校